(目的)

第1条 この要綱は、森林組合その他市長が適当と認めるものが林業関係事業を実施する ことに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって林業を振興し、 国土保全を図ることを目的とする。

(補助事業等)

第2条 この要綱による大津市林業関係補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(交付申請書)

- 第3条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条 第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市林業関係補助 金交付申請書(様式第1号)とする。
- 2 前項の交付申請書には、別表第2交付申請書の添付書類の欄に掲げる書類(第7条第2項において単に「添付書類」という。)を添付しなければならない。

(決定通知書)

- 第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付申請棄却(却下) 決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市林業関係補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

- 第6条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、 大津市林業関係補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市林業関係補助事業中 止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。
- 2 前項の変更承認申請書には、変更後の添付書類を添付しなければならない。 (承認通知書等)
- 第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市林業関係補助事業変更承認決定 通知書(様式第8号)若しくは大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様 式第9号)又は大津市林業関係補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第 10号)若しくは大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知 書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市 林業関係補助事業実績報告書(様式第12号)とする。 2 前項の実績報告書には、別表第2実績報告書の添付書類の欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市林業関係補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、 大津市林業関係補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市林業関係補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市林業関係補助金交付決定取消 通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市林業関係補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、滋賀県造林事業補助金及び滋賀県森林・林業関係補助金の交付措置が終 了するに至ったときは、廃止するものとする。

附則

この要綱は、平成10年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成12年度以後に実施する事業について適用する。

附則

この要綱は、平成13年11月26日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付 要綱の規定は、平成13年度以後に実施する事業について適用する。

附則

この要綱は、平成14年9月6日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成14年度以後に実施する事業について適用する。

附則

この要綱は、平成18年8月14日から施行し、改正後の大津市林業関係補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後に実施する事業について適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により 使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1 (第2条関係)

別表第	1 (第2条関係)			
番号	補助事業	補助対象経費	補助対象者	補助率等
1	野生鳥獣被害防 除事業	クマ及びシカによる 剥皮被害対策に要す る経費	森林組合及び市長が 適当と認めた団体	補助対象経費の7.5 /10以内
2	林道開設事業	林道開設事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 市単独補助事業(利用面積が 10~クタール以上で、事業費 500,00円以上で、事業費 500,00円以上が、事業費 500,00円以上のも対別ののは経費 500円のは経費の 5/10以内第一個のは対別のののは経費の 3.5/10以内 3 国のは対別のは対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対別を対
3	林道改良事業	林道改良事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 市単独補助事業 (1) 利用面積が 10ヘクタール以上で、事業費 500,000円以上で、事業費 500,000円以上で数額4/10以内 (2) 林道の保全に補助対象経費が 20,00円以上のが変数が20のの事業の4/10以内 2 県の補助事業の3/10以内 3 国の補助事業(1) 幹線林道補助

				対象経費の 1/10以内 (2) その他の林 道補助対象経 費の1/10 以内
4	林道舗装事業	林道舗装事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 市利 (利 (1) (2) 中級 (2) 中級 (2) 中級 (3) (4) (2) 中級 (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9
5	林道災害復旧事業	林道災害復旧事業を行うのに要する経費	森林組合、森林組合連合会その他市長が適当と認めた団体	1 (林 全 の を で で で で で で で で で で で で で で で で で で

				く。)補助対象経費の 2/10以内 4 本市が激甚災害に 対別財政援の特別の財務を が取政援の特別の財務を が取政援の時間の が取政援の が関系を が取り がでは がの対 がでする がの対 がでする がのが がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする がです
6	単県保育間伐実 施事業	単県保育間伐実施事 業を行うのに要する 経費	一般社団法人滋賀県 造林公社(受託事業 に限る。)、森林組合、 生産森林組合、林業 者等の組織する団 体、森林所有者	県の補助事業 県の補助金額とす る。
7	単県枝打ち実施 事業	単県枝打ち実施事業 を行うのに要する経 費	森林組合、生産森林 組合、林業者等の組 織する団体、森林所 有者	県の補助事業 県の補助金額とす る。
8	単県小規模間伐 作業道整備事業	単県小規模間伐作業 道整備事業を行うの に要する経費	森林組合、森林組合連合会	補助対象経費の8.5 /10以内
9	間伐材有効活用 事業	間伐材有効活用事業 を行うのに要する経 費	森林組合、生産森林 組合、森林所有者、 森林所有者との施業 契約等を締結した団 体等	県の補助事業 県の補助金額とす る。

別表第2(第3条、第8条関係)

補助事業	交付申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
野生鳥獣被害防除事業	(1) 経費明細書 (2) 総括位置図(事業地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。) (3) 位置図(森林施業図を使用したもの) (4) 収支予算書	 (1) 経費明細書 (2) 要点間の距離測定による実測図 (3) 総括位置図 (4) 位置図(森林施業図を使用したもの) (5) 竣工写真
林道開設事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(6) 収支決算書(1) 精算設計書(2) 竣工写真(3) 収支決算書
林道改良事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書
林道舗装事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書
林道災害復旧事業	(1) 設計書 (2) 収支予算書	(1) 精算設計書 (2) 竣工写真 (3) 収支決算書

単県保育間伐実施事業	(1)	経費明細書	(1)	明細書
	(2)	総括位置図	(2)	要点間の距離測
	(3)	収支予算書		定による実測図
			(3)	総括位置図
			(4)	位置図(森林施
				業図を使用し
				たもの)
			(5)	出荷伝票(Ⅷ、
				IX齢級の搬出の場
				合に限る。)
			(6)	要点間の距離測
				定による実測図
				(ただし、精度の
				高い既存の図面に
				よることもでき
				る。道路より20
				メートル以内の区
				域が含まれている
				場合には図面上に
				その区域を明記す
				るとともに、補助
				対象から除くもの
				とする。また平均
				集材距離を明記す
				ること。)
			(7)	竣工写真
			(8)	収支決算書

推測
维油山
压1次1
木施
きも
Ť
易所
上運
つか
木施
きも
の小
り発
等

大津市林業関係補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所 氏名 (団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市林業関係補助金の交付について次のとおり申請します。

補	助	年	度				年度
補助	」 事 業	きの名	称				
補助事	事業の目	的及び	内容				
補助	事業の	経費所見	要額				円
交付	寸 申	請 金	額				円
		手予定年,		着手 完了	年 年	月 月	日日
添	付	書	類				

大津市林業関係補助金交付決定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長印

年 月 日付けで申請のあった大津市林業関係補助金の交付について、次のとおり 決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	 (1) 大津市補助金等交付規則及び大津市林業関係補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、林業関係補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助金事業等を中止又は廃止する場合は、林業関係補助事業中止(廃止)承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助金の交付決定を受けた事業等の完了後30日以内に林業関係補助事業実績報告書を提出すること。

注

- 1 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。
- 2 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5 条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載す る。

大津市林業関係補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

囙

年 月 日付けで申請のあった大津市林業関係補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

いことと気化しためて八角	印備切金寺父刊規則第1米第2頃の規定により連加しより。
補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと 決 定 し た 理 由	

大津市林業関係補助金交付決定取消通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、 次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により 通知します。

				11 / H
年度	度	年	助	補
	名 称	業の名	助事	補
円	金 額	: 定金	付 決	交
円	額	金	消	取
円	定金額	交付決定	消後の3	取》
	理由	としたヨ	消しる	取

大津市林業関係補助金交付決定変更通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、 次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通 知します。

年度	度	年	助		補
	名 称	の	事業	助	補
円	金 額	定	決	付	交
	れに付る内容				
	理由	た	をし	更	変

大津市林業関係補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所 氏名 (団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助 事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のと おり申請します。

補	,	助	年	₫.	度					年度
補	助	事業	美 の)名	称					
補即	助事:	業の	変勇	王の戸	勺容					
変	更	す	る	理	由					
変	更	の	年	月	日		年	月	日	
添	,	付	書	±==	類					

大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所 氏名 (団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助 事業の中止 (廃止)の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定によ り次のとおり申請します。

補	助	年	度					年度
補助	事業	の名	称					
中止	(廃止)	するヨ	里由					
中止	(廃止)	の年)	月日		年	月	日	
添	付	書	類					

大津市林業関係補助事業変更承認決定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

囙

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補	耳	h	年		度							年度
補	助 事	事 業	の	名	称							
承	認 し	たる	変更	,内	容							
承	認	年	F		日			年	月	日		

大津市林業関係補助事業中止(廃止)承認決定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助 事業の中止(廃止)について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条 第2項の規定により通知します。

補	助	年	度					年度
補	助 事 業	この 名	称					
中止	:(廃止)	の承認年	月日		年	月	日	

大津市林業関係補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

印

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助 事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則 第13条第2項の規定により通知します。

補	助	年	度	年度
補助	事業	の名	名 称	
補助	事業の変	変更の	内容	
	しなし			

大津市林業関係補助事業中止 (廃止) 申請棄却 (却下) 決定通知書

大第号年月日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助 事業の中止(廃止)について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等 交付規則第13条第2項の規定により通知します。

		- 1 - > 1 -			
度		年	助		補
称	名	業の	事	助	補
と曲		ないこ			

大津市林業関係補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所 氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市林業関係補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

- / 0								
補	助	年	度					年度
補具	力 事 業	きの 名	称					
	事業の意			着手 完了	年 年	月月	日日	
交	付 決	定金	額					円
補助	金の既	三交 付 ﴿	金額					円
	事業の (補助対		算額					円
添	付	書	類					

大津市林業関係補助金確定通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市林業関係補助 事業について、次のとおり大津市林業関係補助金の額を確定したので大津市補助金等交付 規則第15条の規定により通知します。

補	助	年	度	年度
補	助事	業の名	名 称	
交	付 決	定金	額	円
補具)経費精 対象金額)		円
交	付 確	定金	額	円

大津市林業関係補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

囙

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

_ ` ` / `	1-114 111114	22 TE (1 2C)	/90/1	$\frac{1}{3}$
補	助	年	度	年度
補助	事	業 の 名	称	
交付	確	定金	額	円
交 付	請	求金	額	円
金振	金層	独 機 関	名	銀行・信用金庫・農協 支店
並 機 込 機	口	座 番	号	普通 ・ 当座
関 先	П	座名	義	
添	付	書	類	

大津市林業関係補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括(分割)請求します。

<i>> > > > > > > > > ></i>			
補	助年	度	年度
補助	事業の名	称	
交	计 決 定 金	額	円
補 助 3	金を一括 (分割 さ す る 理) 由	
補助	金の既交付金	額	円
交	计 請 求 金	額	円
金振	金融機関	名	銀行・信用金庫・農協 支店
融 機 込	口 座 番	号	普通 • 当座
関 先	口 座 名	義	
添	付 書	類	

大津市林業関係補助金交付決定取消通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第3項の規定により通知します。

こより地がしより。		
補助年	度	年度
補助事業の	2 名称	
交付決定(確定	至) 金額	円
取 消 金	額 額	円
取消後の交付決定(研	確定) 金額	円
取消しをし	た理由	

大津市林業関係補助金返還通知書

 大
 第
 号

 年
 月
 日

印

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市林業関係補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

	CI	正 (1)~11/	2021J	520未免1項の死足によ	· / //·/		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
返	罩	<u>.</u>	金				円
返	還	理	由				
返	還	期	限	年	月	日まで	
補	助	年	度				年度
補	助事業	きの名	称				
交	付 決	定金	額				円
	助金の既び交付		金額日	年	月	日	円
交	付 確	定 金	額				円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。